

航空身体検査マニュアル改正 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正	現 行
<p>平成19年3月2日制定 (国空乗第531号)  <u>平成20年3月25日一部改正 (国空乗第631号)</u></p> <p style="text-align: right;">国土交通省航空局長</p> <p style="text-align: center;">航空身体検査マニュアル</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>Ⅲ航空身体検査項目等</p> <p>1. 一般</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1-5 内分泌及び代謝疾患</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>4. 評価上の注意</p> <p>4-1 甲状腺疾患 (<u>術後及びアイソトープ治療後を含む。</u>) でホルモン補充療法中の者で、薬剤の用法用量が一定した後、少なくとも1ヶ月間経過観察し、FT<sub>3</sub>、FT<sub>4</sub>が安定して推移し、かつ、無症状のものは適合とする。</p> <p>4-2 甲状腺機能亢進症で、<u>術後又は</u>アイソトープ治療後、FT<sub>3</sub>、FT<sub>4</sub>が少なくとも1ヶ月間安定して経過し、かつ、無症状のものは適合とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>4-5 痛風及び痛風発作のおそれがある高尿酸血症の者のうち、尿酸排泄薬、尿酸生成阻害薬、酸性尿改善薬を使用して、使用開始後十分な経過観察期間を経て、症状及び使用医薬品の副作用がなく、血清尿酸値が安定していることが確認されれば適合とする。</p>	<p>平成19年3月2日制定 (国空乗第531号)</p> <p style="text-align: right;">国土交通省航空局長</p> <p style="text-align: center;">航空身体検査マニュアル</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>Ⅲ航空身体検査項目等</p> <p>1. 一般</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1-5 内分泌及び代謝疾患</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>4. 評価上の注意</p> <p>4-1 甲状腺疾患でホルモン補充療法中の者で、薬剤の用法用量が一定した後、少なくとも1ヶ月間経過観察し、FT<sub>3</sub>、FT<sub>4</sub>が安定して推移し、かつ、無症状のものは適合とする。</p> <p>4-2 甲状腺機能亢進症で、アイソトープ治療後、<u>内服治療がなく、</u>FT<sub>3</sub>、FT<sub>4</sub>が少なくとも1ヶ月間安定して経過し、かつ、無症状のものは適合とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>4-5 痛風及び痛風発作のおそれがある高尿酸血症の者のうち、尿酸排泄薬、尿酸生成阻害薬、酸性尿改善薬を使用して、使用開始後十分な経過観察期間を経て、症状及び使用医薬品の副作用がなく、<u>画像検査により尿路結石がないことが確認され、</u>血清尿酸値が安定していることが確認されれば適合とする。</p>

改 正	現 行
<p>4-6 高脂血症の治療のために、スタチン、プロブコール、フィブラート系薬、ニコチン酸系薬、エイコサペント酸エチル (EPA)、植物ステロール、<u>陰イオン交換樹脂</u>を使用する場合には、使用開始後、十分な経過観察期間を経て、血清脂質値が安定し、かつ、使用医薬品の副作用が認められず、高度の動脈硬化所見がないことが安静時心電図、眼底所見、頸部血管雑音等により確認されれば適合とする。インスリン感受性改善薬等、血糖に影響を与える可能性のある薬剤を使用する場合は不適合とする。</p> <p>(略)</p> <p>9. 眼</p> <p>9-1 外眼部及び眼球附属器 (略)</p> <p>2. 不適合状態 (略)</p> <p>2-4 オルソケラトロジーによる矯正 (略)</p> <p>9-3 中間透光体、眼底及び視路 (略)</p> <p>4. 評価上の注意 (略)</p> <p><u>4-6 網脈絡膜疾患については、治療の必要がなく、視機能が基準を満たす場合は、適合とする。</u></p>	<p>4-6 高脂血症の治療のために、スタチン、プロブコール、フィブラート系薬、ニコチン酸系薬、エイコサペント酸エチル (EPA)、植物ステロールを使用する場合には、使用開始後、十分な経過観察期間を経て、血清脂質値が安定し、かつ、使用医薬品の副作用が認められず、高度の動脈硬化所見がないことが安静時心電図、眼底所見、頸部血管雑音等により確認されれば適合とする。インスリン感受性改善薬等、血糖に影響を与える可能性のある薬剤を使用する場合は不適合とする。</p> <p>(略)</p> <p>9. 眼</p> <p>9-1 外眼部及び眼球附属器 (略)</p> <p>2. 不適合状態 (略)</p> <p>2-4 オルソケラトロジー <u>(コンタクトレンズによる屈折矯正術)</u> による矯正 (略)</p> <p>9-3 中間透光体、眼底及び視路 (略)</p> <p>4. 評価上の注意 (略)</p>

改 正	現 行
<p><u>4-7</u> 糖尿病網膜症については、単純網膜症で視機能が基準を満たす場合は、適合とする。</p> <p>(略)</p> <p>10. 視機能</p> <p>10-1 遠見視力 (略)</p> <p>2. 不適合状態 (略)</p> <p>2-2 オルソケラトロジーによる矯正 (略)</p> <p>10-4 両眼視機能 (略)</p> <p>3. 検査方法及び検査上の注意</p> <p>3-1 眼位検査は交代遮蔽検査法によること。なお、マドックス杆検査法又はこれに準ずる検査法を用いてもよい。 第2種については、初回の航空身体検査時に行うこと。 (略)</p> <p>10-5 視野 (略)</p> <p>4. 評価上の注意</p>	<p><u>4-6</u> 糖尿病網膜症については、単純網膜症で視機能が基準を満たす場合は、適合とする。</p> <p>(略)</p> <p>10. 視機能</p> <p>10-1 遠見視力 (略)</p> <p>2. 不適合状態 (略)</p> <p>2-2 オルソケラトロジー <u>(コンタクトレンズによる屈折矯正術)</u> による矯正 (略)</p> <p>10-4 両眼視機能 (略)</p> <p>3. 検査方法及び検査上の注意</p> <p>3-1 眼位検査は <u>プリズムを用いた</u> 交代遮蔽検査法によること。なお、マドックス杆検査法又はこれに準ずる検査法を用いてもよい。 第2種については、初回の航空身体検査時に行うこと。 (略)</p> <p>10-5 視野 (略)</p> <p>4. 評価上の注意</p>

改 正	現 行
<p><u>4-1</u> 視野異常が疑われる場合には、眼科医の診断を受けること。</p> <p><u>4-2</u> <u>量的視野計で感度低下所見が疑われた場合、ゴールドマン視野計で測定し異常が認められなければ、適合としてよい。</u></p> <p>(略)</p> <p>1 1. 耳鼻咽喉</p> <p>(略)</p> <p>1 1-2 平衡機能</p> <p>(略)</p> <p>5. 備 考</p> <p>5-1 上記2. 不適合状態の者が国土交通大臣の判定を受けようとする場合は、眼振検査（フレンツェル眼鏡使用又は赤外線CCDカメラ下）、偏寄検査（付録1-<u>2</u>のいずれか）、電気眼振計による検査（ENG）結果等を付して申請すること。</p> <p>(略)</p> <p>IV. 附則 <u>（平成19年3月2日）</u></p> <p>このマニュアルは、平成19年4月1日以降に行われる航空身体検査証明申請について適用する。</p> <p><u>附則（平成20年3月25日）</u></p> <p><u>このマニュアルは、平成20年4月1日以降に行われる航空身体検査証明申請について適用する。</u></p>	<p>視野異常が疑われる場合には、眼科医の診断を受けること。</p> <p>(略)</p> <p>1 1. 耳鼻咽喉</p> <p>(略)</p> <p>1 1-2 平衡機能</p> <p>(略)</p> <p>5. 備 考</p> <p>5-1 上記2. 不適合状態の者が国土交通大臣の判定を受けようとする場合は、眼振検査（フレンツェル眼鏡使用又は赤外線CCDカメラ下）、偏寄検査（付録1-<u>3</u>のいずれか）、電気眼振計による検査（ENG）結果等を付して申請すること。</p> <p>(略)</p> <p>IV. 附則</p> <p>このマニュアルは、平成19年4月1日以降に行われる航空身体検査証明申請について適用する。</p>